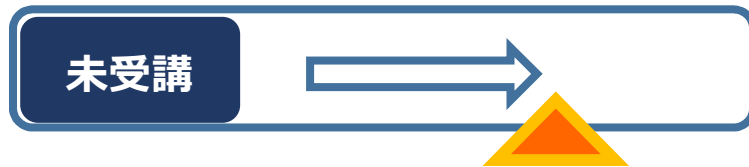


(参考) 新たな定期講習義務違反に係る懲戒処分のイメージ

改正前



戒告 (違反状態が長期にわたる場合は業務停止 2 月[※])

※定期講習受講義務違反で過去に処分を受けた者は、「過去に処分等を受けている場合の取扱表」より、業務停止 3 月

改正後



継続的に未受講の場合：段階的に処分

①文書注意

②戒告

③業務停止 2 月[※]

※定期講習受講義務違反で過去に③業務停止 2 月の処分を受けた者は、不誠実行為 (+ 1) として、③業務停止 3 月